

ショウ・ウインドウ

家事と併用の高額特定資産

高額な資産をプライベートで用いることがあるだろう。個人事業主を例に挙げれば、カメラマンにおけるカメラなどが考えられる。このような資産を取得した場合、一定の要件を満たすと、高額特定資産に該当する可能性があるが、事業用と家事用で半分ずつ利用している場合、その該当性はどのように判断すべきか。

基本的には、「課税仕入れ」の考え方がベースとなるようだ。課税仕入れは、「事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けること」(消法2①十二)と定義されている。つまり、事業用としての課税仕入れに係る支払対価の額で判定することとなり、家事用部分は判断に加えないこととなる。

高額特定資産は、一の取引の単位につき、課税仕入れに係る支払対価の額(税抜)が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産とさ

れている。したがって、1,800万円の場合は“900万円部分”が、高額特定資産に該当するの可否を確認することになるという。高額特定資産の仕入れ等を行うと、納税義務の3年縛りが適用される。そのため、課税期間3年間の課税売上割合の変動が大きく、仕入税額控除が全額控除の場合等、取戻し課税に関する調整計算(消法33)を行うことになる可能性が高い。

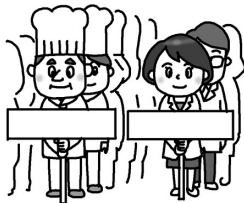
なお、ここまでの考え方は、調整対象固定資産も同様だ。調整対象固定資産は、棚卸資産以外の資産で100万円以上(税抜)のものとされている。そのため、購入価格180万円のものを実業用と家事用で半分ずつ利用している場合は90万円となるが、この場合は調整対象固定資産にも該当しないという判定だ。



令和元年度税制改正で、個人版の事業承継税制が創設された。先代事業者が医師で後継者が歯科医師といった、先代と後継者の業種が若干異なることもあろうが、医師と歯科医師のように先代と後継者の従事していた事業が同種・類似であれば、本制度の適用対象となる。

本制度は、経営承継円滑化法の認定を受けた者が、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの贈与や相続等で取得した特定事業用資産(先代事業者の事業の用に供されていた宅地や建物、一定の減価償却資産等)に係る贈与税や相続税の全額の納税が猶予されるもの。

適用要件の一つに、例えば贈与では、「贈与の日まで引き続き3年以上にわたり特定事業用資産に係る事業に従事していたこと」とされている。“特定事業用資産に係る事業”には、その「同種・類似の事業」も含まれる。後継者は、先代事業者の事業と同種・類似の



個人版事業承継税制と同種事業の範囲

事業に従事していたことが求められるわけだ(措法70の6の8②二八,措規23の8の8⑤等)。

同種・類似事業に当たるか否かは、基本的に、日本標準産業分類における「中分類」が同じであるかで判定するという。例えば、[医療、福祉]は「大分類」で、そのうち「中分類」として[医療業]などがある。医師が医業を行う[一般診療所]、歯科医師が歯科医業を行う[歯科診療所]と「小分類」は異なるが、「中分類」が同じ[医療業]であるため両者は同種・類似の事業と認められる。

一方、「中分類」が異なっても、例外的に実態から同種・類似の事業と認められることもある。例えば[介護老人保健施設]の中分類は[社会保険・社会福祉・介護事業]に当たるが、その介護老人保健施設で医師として従事していた場合には、医師である先代事業者と同種・類似の事業に従事していたものと認められるようだ。

ショウ・ウインドウ